

名神高速道路高架下多目的広場使用要領

利用施設

- 1 利用時間 午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、管理者が認めるときはこの限りではありません。）
- 2 場 所 大山崎町字円明寺小字井尻 18 の 2 他
（名神高速道路円明寺高架下内）
- 3 面 積 約 9300 m²（2 箇所）、多目的広場 A（約 6570 m² 駐車場含む）・多目的広場 B（約 2730 m²）
- 4 使用料金 無料
- 5 利用内容 グランドゴルフ・ゲートボール等の軽スポーツ競技及び町内会・自治会等の催し、町主催事業
ただし、飛球等によりフェンスを越えたり、高速道路の構造物を破損する恐れのある場合など
使用が不適当であると認めるときは使用を許可しません。

利用案内

- 1 申込者 町内に在住または勤務する方
- 2 申込方法 町体育館に使用申請書を使用日の 1 箇月前から使用日の 3 日前までに提出してください。受付時間は、休館日の月曜日（祝日の場合は翌日）を除く午前 9 時から午後 5 時まで。申込みが重複した場合は、使用日の 3 日前までに当事者双方の話し合いで調整します。
ただし、話し合いの調整が困難な場合は抽選により決定します。
なお、町の公の事業が生じた場合は、使用日の変更をお願いします。
- 3 利用方法 使用については、町体育館に使用許可書を提示し、鍵を受領して使用してください。
休館日の使用に伴う鍵の貸出しは、使用日の 3 日前から体育館で行うものとしますが、その際、許可書を提示してください。使用後は、施錠して鍵を体育館へ返却しますが、休館日には翌日に体育館へ返却してください。

遵守事項

- ・ 申込内容に変更が生じた場合には、必ず町体育館まで連絡しなければならない。
- ・ 使用後は、速やかに現状に回復し、ゴミ等は持ち帰り清潔にしなければならない。
- ・ 使用中に施設を破損したときは、その損害の責を負わなければならない。
- ・ 許可を受けた者が第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- ・ 使用代表者は、常に許可書を携帯し管理者の請求があったときは、これを提示する。また、管理者の指示には従わなければならない。

お問合せ

大山崎町体育館 （電話） 9 5 6 － 0 5 6 7

案 内 図

